

令和4年度第1回茅ヶ崎市開発審査会 会議録

議題	議案第1号 会長の選出について 議案第2号 職務代理者の選出について 議案第3号 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市開発審査会運営要綱の作成について 議案第4号 事務所兼用住宅の建築を目的とした開発許可について
日時	令和4年11月22日(火) 14時00分から15時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	高橋会長、吉岡委員、金井委員、本木委員 欠席委員 宮澤委員 開発審査課、都市計画課(提案課及び事務局)
会議の公開・非公開	一部公開(議案第4号は非公開)
傍聴者数	0人
非公開の理由	個人情報を審議するため

○事務局 それでは、ただいまより令和4年度第1回茅ヶ崎市開発審査会を開催させていただきます。

本審査会は、委員の改選後初めての会議となりますので、会長及び職務代理者が決まるまでの間、事務局で進行をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本審査会の委員の方々を名簿に沿って御紹介させていただきます。

法律の分野から、吉岡津委員でございます。

本日お休みになっておりますが、経済の分野から、宮澤泰隆委員が選出されております。

都市計画・建築の分野から、高橋聰委員でございます。

公衆衛生の分野から、金井恵里可委員でございます。

行政の分野から、本木好幸委員でございます。

委員の任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、職員を紹介させていただきます。

都市部長の後藤でございます。

審議案件の提案をさせていただきます開発審査課課長の森下でございます。

同じく開発審査課課長補佐 三井でございます。

同じく開発審査課課長補佐 清水でございます。

同じく開発審査会副主査 金野でございます。

続きまして、本審議会の事務局といたしまして、都市計画課課長補佐の曲渕でございます。

同じく都市計画課副主査の田中でございます。

最後に私、都市計画課課長の菊地と申します。

どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

本日の審査会でございますが、委員定数5名のうち4名の委員の方が出席されておりますので、茅ヶ崎市開発審査会条例第5条第2項の規定を充足し、会議が成立していることを御報告させていただきます。

本日の議題でございますが、議案第1号から第3号までは公開、第4号につきましては個人情報審査のため非公開とさせていただきたいと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは、議案第4号は非公開とさせていただきます。

【議案第1号 会長の選出について】 【議案第2号 職務代理者の選出について】

○事務局

では、順次議題に入らせていただきます。

議案第1号会長の選出について及び議案第2号職務代理者の選出については、関連がご

ざいますので、一括して審議をさせていただきます。

まず、会長でございますが、会長は、茅ヶ崎市開発審査会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。自薦、他薦、ございますでしょうか。○本木委員 私といたしましては、会長に高橋委員を御推薦させていただきたいと思えます。多年にわたり都市計画法や建築の分野でこれまで様々な御経験をされており、また、これまでも会長に御就任いただいております。経験が豊富でございます。ぜひ、会長をお願いしたいなと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 今、異議なしというお声をいただきました。その他、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、高橋委員に会長をお願いしたいと思います。高橋委員におかれましては、座席の移動をお願いいたします。

続いて職務代理者の選出でございますが、職務代理者は、茅ヶ崎市開発審査会条例第4条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名することとなっております。高橋会長、いかがいたしましょうか。

○高橋会長 職務代理者の指名でございますが、行政の分野から、本木委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、職務代理者を本木委員をお願いいたします。

会長及び職務代理者の就任に当たりまして、代表して高橋会長から一言御挨拶いただければと思います。

○高橋会長 それでは、会長を務めさせていただきます高橋でございます。皆様方の御協力をいただきまして、職務代理者の本木委員と一緒に重責を担ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、茅ヶ崎市開発審査会条例第5条第1項の規定により、高橋会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【議案第3号 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市開発審査会運営要綱の作成について】

○高橋会長 はい。それでは、議案第3号の審査に移ります。議案第3号新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市開発審査会運営要綱の作成についての説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第3号新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市開発審査会運営要綱の作成について御説明をいたします。

資料につきましては、議案第3号と書かれているもの、2枚とじでございます。その2枚目に要綱がついているかと思えます。そちらを御覧ください。

本要綱の作成趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み

て、開発審査会を書面会議に切り替えて開催することができるよう、茅ヶ崎市開発審査会条例施行規則第5条に基づき提案をするものでございます。

本来、附属機関の会議は、委員が会場へ参集し、活発な意見交換の上で議決することが原則であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ないと会長が認めた場合、書面会議を開催できるものとするものでございます。

書面会議の流れでございますが、会長から書面会議の許可を得ることができましたら、委員の皆様へ書面開催について御連絡を差し上げます。会議の開催につきましては、議案資料等を各委員に送付させていただき、各委員から御意見をいただかせていただきます。その後、各委員からの御意見とその意見に対する市の回答を取りまとめた一覧を各委員に再度送付させていただきます。委員におかれましては、議案資料及び質問と回答の一覧を御確認いただき、期日内に表決書の返信をお願いいたします。表決書の提出をもって会議出席とさせていただきます。議決は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところで判断をさせていただきます。会議後、書面会議の結果を作成し、各委員へ御報告をさせていただきます。質問や意見等の内容、質問者の氏名及び本市からの回答について、議事録に記録させていただきます。

なお、本要綱の施行につきましては、これによろしければ、本審議会での議決日を本日の日付とさせていただくことと考えております。

説明は以上でございます。

○高橋会長 御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○金井委員 こちらで私としては結構だと思うのですが、1つ気になりますのが、送っていただいた会議資料の処分についてでございます。ほかの審査会等でも書面会議というものはしておりますが、この審査会については、個人の住宅等の個人の財産が議題になることが一定程度あるように思います。ですので、できましたら書面会議で使用した資料を返送できるようにしていただけるとありがたいですが。以上です。

○事務局 ありがとうございます。個人情報につきましては、返送いただけるような準備をさせていただきたいと考えております。

○高橋会長 今の答弁でよろしかったでしょうか。

○金井委員 結構でございます。ありがとうございます。

○高橋会長 ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問等はないようですので、議案第3号につきましては承認することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 御異議なしと認め、本審査会は議案第3号について提案のとおり承認することに決定いたしました。

○事務局 それでは、事務局から御報告をさせていただきます。

次回の審査会の日程でございますが、今現在、事前相談を受けている案件でございます。ただ、本審査会に諮るべくタイミングを決定する段階にはまだ至っておりませんで、その案件の進捗に合わせて日程調整の御連絡をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 以上をもちまして、令和4年度第1回茅ヶ崎市開発審査会を終了いたします。